

下松市建設工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の透明性の向上を図るため、積算内訳の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 積算内訳の公表対象は、競争入札に付する全ての工事を対象とする。

(公表の内容)

第3条 予定価格の算出に用いた積算内訳の資料に明示する公表の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 表紙には、工事名及び工事場所を記載する。
- 2 内訳書には、工事の種類により次の項目を記載する。
 - (1) 土木系工事関係では積算体系上の「種別(レベル3)」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量(一式)、金額を記載する。
 - (2) 営繕系工事関係では「科目及び中科目」に相当する積算構成項目について、それぞれの名称、単位、数量(一式)、金額を記載する。
- 3 積算金額の記載は、消費税等相当額及び工事費計を記載しない工事価格までとする。

(公表の時期)

第4条 契約締結後、速やかに公表するものとする。

(公表の方法及び場所)

第5条 公表は閲覧方式とし、閲覧場所は企画財政部技術監理課とする。

(公表の期間)

第6条 公表する内容を記した資料の公表期間は、公表日から1年間とする。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。